

民間からの資金協力

国際文化交流事業は、国民間の相互理解を深め、永続的な友好関係を維持することを主たる目的としていることから、事業の実施にあたっては広く国民的基盤に立って行なっていきたい。

また事業の財源の面においても、政府のみならず企業、団体、個人等の民間各界よりの協力を得られるよう、独立行政法人国際交流基金は民間各界に対し出えん金、寄附金、物品供与等の様々な形態の支援をお願いしている。

民間からの当基金に対する資金提供の形態には、出えん金、寄附金の2通りがある。このうち出えん金は政府出資金とともに事業費を生み出すための運用元本を形成している。また、寄附金には、当基金が実施する文化交流事業の経費に充当される一般寄附金及び国内外の公益団体が実施する特定の文化交流事業に対する助成金の原資とすることを前提に受け入れる特定寄附金とがある。基金設立以来2004年度末までの一般寄附金受入額は22億2,325万円、特定寄附金は614億322万円にのぼる。

1. 一般寄附金

基金の実施する文化交流事業の事業費に充当される寄附金（一般管理費等には充当されない）、寄附の時期、寄附額とも任意の「一般寄附金制度」、民間企業等に毎年定額の寄附をお願いする「法人会員制度」（「賛助会」）、基金事業への関心理解を深めてもらう「個人会員制度」（「友の会」、2004年8月1日より情報センター担当の「JFサポーターズクラブ」に移行）の3つがある。2004年度の一般寄附（各会員制度の会費を含む）は、900件、1,998万円である。

(1) 一般寄附金制度

時期、寄附額とも任意でいただく寄附金。

寄附者の意向に従って寄附された年度の事業費に充当する方式と、当該寄附金を恒久的にファンド（運用資金元本）に組み入れ、その利息を毎年の事業費に充当する方式とがある。

後者の場合、寄附者の希望および寄附額によってはこれらによって特別事業を行ない、事業名に寄附者（法人・個人を問わない）の名を冠する「冠寄附」とすることもできる。現在までの例は次のようなものがある。

・「内田奨学金フェローシップ」（内田元亨氏（故人）のご寄附による）

米国・欧州等の若手音楽家を我が国に招へいし、我が国の著名な音楽関係者との交流を行なうとともに共演、共同制作に従事する機会を与える。（担当：芸術交流部舞台芸術課）

・「高砂熱学工業・日本研究奨励スカラシップ」（高砂熱学工業株式会社からのご寄附による）

インドネシア、フィリピン、ベトナムの日本研究機関に対し、日本研究を専攻する在学学生（学部学生や大学院生）のうち特に優秀な者の現地での勉学を支援する目的で実施する奨学金事業の経費を支援する。（担当：日本研究・知的交流部アジア・大洋州課）

・「開高健氏記念アジア作家招へい」（作家開高健氏のご遺族、開高初子氏、開高道子氏（いずれも故人）のご寄附による）

日本であまりなじみのないアジアの文学者とその作品を一般の方々に紹介するとともに文学関係者同士の交流を促進するため、アジアから作家、文学関係者を2週間程度日本に招へいし、日本各地で講演会や意見交換を実施する。（担当：文

化事業部市民青少年交流課）

・「渡辺健基金特別図書寄贈」（米国研修中に事故で逝去された元外務省職員渡辺健氏のご遺族、渡辺行信氏のご寄附による）

質の高い研究を行なっている中国の日本研究機関に対し、日本関係図書を寄贈する。

（担当：日本研究知的交流部・企画調整・米州課）

《一般寄附者》（五十音順、敬称略）

（財）伊藤謝恩育英財団、オーロラ（株）

コニカミノルタテクノロジーセンター（株）

JR東海モニター会員、大成建設（株）、東京電力（株）、

東陶機器（株）、トキワ印刷（株）、

日新火災海上保険（株）、日本雅藝倶楽部

他 個人6名

(2) 法人会員制度（「賛助会」）

毎年一定額の寄附金を企業、団体より会費としていただく制度。「賛助会」の会員は、普通会员と特別会員に分かれ、前者は1口（法人10万円）以上、後者は5口以上の協力をお願いしている。

納入された賛助寄附金はその年度の文化交流事業に充当し、会員に対しては、基金出版物の配布、基金主催・共催の講演会等催し物への招待、基金図書館利用等の特典を供与している。2004年度末の会員数は66団体である。

《賛助会員》（五十音順、敬称略）（2005年3月31日現在）

（特別会員）

（株）講談社、松竹（株）、電源開発（株）（株）東京三菱銀行

（株）みずほ銀行、（株）UFJ銀行、（株）ワコール

（普通会员）

（財）池坊華道会、出光興産（株）（株）印象社

ウシオ電機（株）、HSBC証券会社 東京支店

（財）NHKインターナショナル、（株）オカモトヤ

カトーレック（株）（株）関西アーバン銀行

（株）紀伊國屋書店、共栄火災海上保険（株）

近畿日本ツーリスト（株）、講談社インターナショナル（株）

（財）講道館、ゴールドマン・サックス証券会社

（社）国際交流サービス協会

(株)国際サービスエージェンシー、コスモ証券(株)
 (学)駒澤大学、(財)裏千家今日庵、(株)桜映画社
 三洋コマースサービス(株)、(株)資生堂
 (株)ジャパンエコー社、(株)ジャパンオリジナルテクニク
 (社)出版文化国際交流会、(財)少林寺拳法連盟
 スターレーン航空サービス(株)、(財)全日本剣道連盟
 第一生命保険相互会社(株)、第一成和事務所
 ダイキン工業(株)、大和証券SMBC(株)、(株)電通
 東京工業品取引所、(株)東京スタデオ
 東京ビジネスサービス(株)、日興コーディアル証券(株)
 (株)ニッコクトラスト、日新火災海上保険(株)
 (株)日本折紙協会、(社)日本映画製作者連盟
 (財)日本国際協力センター、野村証券(株)、(株)ピコン
 (株)美術出版デザインセンター、(株)日立製作所
 (株)ビデオ・ベディック、富士ゼロックス(株)
 (株)フジテレビジョン、(株)凡人社、本田技研工業(株)
 松下電器産業(株)、みずほ証券(株)
 (株)三井住友銀行 東京公務法人営業部、三菱証券(株)
 森ビル(株)、UFJつばさ証券(株)
 (財)ワイ・エフ・ユー日本国際交流財団

(3)個人会員制度(「友の会」、2004年8月1日より情報センター担当の「JFサポーターズクラブ」に移行。)

個人を対象として基金事業への理解促進と協力の拡大を目的とする制度。「JFサポーターズクラブ」においては、年会費(パートナー10,000円、アソシエイト3,000円、フレンド1,000円)が、基金に対する寄附金として受領される。

2. 特定寄附金

国内または海外の公益団体が実施する特定の文化交流事業に対する助成金の原資となることを前提に受け入れる寄附金。対象となる事業は、人物交流、海外における日本研究や日本語教育、公演、展示、セミナーおよび国際会議等の催し、日本文化を海外に紹介するための視聴覚資料に係る事業、国際文化交流を行なうために必要な調査および研究を行なう事業、国際文化交流を目的とする教育および文化活動のための施設に対する援助に係る事業である。

2004年度に寄せられた特定寄附金は、29件、9億641万円である。

《2004年度事業例》

「オイディプス王」アテネカルチュラル・オリンピアード公演

- ・特定寄附金受入額(=特定助成金支給額)35,000千円
- ・2004年7月にアテネで開催された芸術オリンピックに際して、蜷川幸雄氏演出、野村萬斎氏主演のギリシャ悲劇「オイディプス王」を上演。3日間公演で、各4000~4500人の観客。現地の新聞等報道においても大変高い評価を得た。

2005年スペシャルオリンピック冬季世界大会

- ・特定寄附金受入額(=特定助成金支給額)759,785千円(2004年度分476,900千円)

- ・2005年2月26日から3月5日まで、長野で行なわれた知的発達障害を持つアスリート達の冬季オリンピック。世界84の国と地域からの選手団2,575人により7競技62種目が行な

われ、91,000人の競技観戦者を集めた。テレビ、新聞等で大きく取り上げられ、「スペシャルオリンピックス」の理念を広めるとともに、障害のある人とない人の親睦ならびに国際親善を図ることに貢献した。

《2004年度支援実績》

ロータリー国際親善奨学支援事業(米国、計2回助成)
 アジアン・カルチュラル・カウンシルの日米芸術文化交流プログラム基金(米国)
 ダートマス大学における日本学基金(米国)
 コロンビア・ロー・スクール日本法研究センター25周年記念事業(米国)
 コロンビア大学ロー・スクール日本法研究奨学金(米国)
 シカゴ大学ロー・スクール日本法・文化プログラム(米国)
 特定非営利活動法人エルエスエイチアジア奨学金(日本、計2回助成)
 ドイツ社団法人日本語普及センター日本語教育事業(ドイツ)
 ジャパン・リターン・プログラム(日本)
 「ロシアにおける日本文化フェスティバル2003」「サンクトペテルブルク建都300周年」記念白翔會ロシア能公演(ロシア)
 「オイディプス王」アテネカルチュラル・オリンピアード公演(ギリシャ)
 四天王寺ワッソ(日本・韓国、計3回助成)
 2005年スペシャルオリンピック冬季世界大会(日本、計3回助成)
 アジア太平洋こども演劇祭(日本)
 ワールド・パートナーシップ・フォーラムin群馬(日本、計2回助成)
 ミュージック・フロム・ジャパン創立30周年記念音楽祭(米国、計2回助成)
 国際児童図書評議会(IBBY)第29回南アフリカ大会(南アフリカ共和国)
 第11回ホルルフェスティバル(米国、計2回助成)
 日米交流150年記念事業(日本)
 エヌワイユー・ロースクール新校舎建設事業(米国)

3. 税制上の優遇措置について

基金は法人税法施行令第77条および所得税法施行令第217条により「公益の増進に著しく寄与する法人」に指定されており、一般寄附金、特定寄附金を問わず、基金への寄附については以下のとおり税制上の優遇措置が受けられる。

(1)法人の場合

通常の寄附金損金算入額とは別枠でこれと同額まで損金算入が認められる。

損金算入の限度額は次の計算式による。

損金算入額 = {(資本等の金額 × 事業月数 / 12 × 2.5 / 1000) + (所得金額 + 損金経理の寄附金) × 2.5 / 100} × 1 / 2

(2)個人の場合

所得の1/4を上限として、その寄附額から1万円を差し引いた金額が所得控除の対象となる。また、相続財産からの寄附についても税制上の優遇措置がある。